

佐賀県告示第 262 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 7 年 12 月 19 日

佐賀県知事 山口祥義

名称	所在地	指定年月日
沖田眼科医院	佐賀市高木瀬町大字長瀬 1152-9	令和 7 年 5 月 1 日
しらきクリニック	佐賀市本庄町本庄 541 番地 13	令和 7 年 5 月 1 日
さがセレニティクリニック	佐賀市鍋島三丁目 2 番 4 号 ツツミビル 1 階	令和 7 年 5 月 1 日
アルナ薬局嘉瀬店	佐賀市嘉瀬町大字扇町 2344 -34	令和 7 年 5 月 1 日
わかば子どもクリニック	武雄市武雄町昭和 23-20	令和 7 年 5 月 26 日
こば皮ふ科クリニック	小城市三日月町長神田 2171 番地 6	令和 7 年 5 月 1 日